

# 群会議の話題

第407号

2019年3月7日発行  
大田区西蒲田6-17-4  
東京土建大田支部  
TEL 3731-5527  
FAX 3735-1537  
HP. <http://doken-ota.jp>  
E-mail. [info@doken-ota.jp](mailto:info@doken-ota.jp)  
© 3月1日組織人員  
現在4,614人

今月のテーマ

## 仲間との対話を深めて 組合活動への理解を広げよう

3月も半ばに入り、日に日に春らしい陽気になってきました。卒業式を迎えるお子さんのいる家庭では、その成長した姿に感慨を新たにしている方もいるのではないのでしょうか。

さて、組合では3月は分会総会の季節です。分会総会とは、この一年の分会の活動（拡大月間や住宅デーなど）や決算を確認し、さらに、これからの一年間の活動方針や予算を決定する場です。つまり、分会総会は一年間の終わりでもあり、始まりでもあります。

ところで、分会の活動方針と言われてどういった内容か、すぐに理解できるでしょうか。拡大月間？ 住宅デー？ 組合には何年も加入しているけれど、参加したこともないし、よくわからない、という方も多いのではないのでしょうか。そういう方にこそ、分会総会へ参加してもらいたいです。

4月8日（月）  
第64回支部大会  
開催のため  
事務所を閉鎖します

分会総会には役員の方たちが大勢参加しています。その役員に、自分の素朴な疑問を投げかけて下さい。組合費や国保料は毎月支払っているけれど、今一つよくわからなかった組合の輪郭が、今までよりもはつきりと見えてくるはずですよ。

また、支部大会の議案書を全員にお配りしていますので、それを読んでもらえば、大田支部の取り組みをよりわかってももらえると思います。

現在、東京土建には11万3千人が加入しています。大田支部だけでも4600人です。東京土建の大きな魅力である土建保や共済制度は、このスケールメリットを最大限に活用しています。しかし、それだけではこれらの魅力を維持・拡大はできません。そこに、組合活動に理解を示し、取り組んでいる仲間がいるからこそです。この理解者が増えれば、組合活動がより活発になり、組合の魅力もより高まっていきます。何も難しく考える必要はありません。まずは最初の一步、東京土建の様々な取り組みを知ることから始めましょう。

### どけんカレンダー

(2019年3月10日～4月20日)

日	月	火	水	木	金	土
10	11	12	13	14	15	16 3月
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1 4月	2 建築相談会	3	4	5	6
7	8 第64回 大田支部大会	9	10 法律相談 税務相談会	11	12	13
14	15	16 拡大行動日	17	18 拡大行動日	19	20

### ◆当面の予定◆

★無料法律相談(予約制)  
日時 4月10日(水)午前10時  
4月24日(水)午後 2時  
受付 支部会館2階  
会場 支部会館5階

☆建築相談会(予約制)  
日時 4月2日(火)午後 6時  
会場 支部会館5階

★税務相談会(予約制)  
日時 4月10日(水)午前10時  
受付 支部会館2階  
会場 支部会館5階

※分会、群の会議日程は、地区により前後しますので必ず確認してください。

白抜きの日は業務休止

分会執行委員会

群会議

分会集約会議

# 新保険証は群で受取りを 新年度の「健康保険証」受領について

2019年度の保険証受け取りについてお知らせします。

## ●保険証受取りの流れ

①4月分までの組合費、国保料を納める

②支部集約日(3月20日)に各組合員の納入状況を確認し、各分会の会計担当役員に保険証を交付。

③分会の会計担当役員から各群

の役員に交付(交付方法は分会ごとに違います)

④各群の役員を通じて(交付方法については群ごとで違います)受取ることになります。

以上①から④が通常の流れとなります。

## ●通常以外の受け取り

①4月分までの組合費、国保料の納入が「群会議」に間に合わない

だった場合。(保険証は支部で保管になっています)

所属する群の役員に連絡の上、4月分までの組合費、国保料を群役員に納め、領収証をもらう。その領収証を支部事務所で提示し、新保険証の受け取りをしてください。

②3月6日以降に「保険証」の住所変更、家族の増減などの手続きをされている場合は、国保組合での手続き終了後、本人宛に直送します。

③前記①、②以外で群役員に保険証が届いていない場合。

支部事務所の国保担当者まで連絡を入れて、保留内容を確認し要件対応の上、支部事務所「保険証」の受け取りをしてください。

なお、事情によっては、新たな手続きを必要とする場合もありますので、ご了承ください。

## ◆健診は3月末までに

平成30年度の健診は3月末が最終です。2、3面に申込と案内を掲載しています。

## ◆フルハーネス講習会

今年2月から、高さ2m以上で作業床を設けることが困難な所で安全帯(墜落制止用器具)を使用する作業者は、特別教育の受講(フルハーネス講習)が義務化されています。今回、支部会館での開催が決まりましたので、未受講の組合員はこの機会をご利用ください。

○日にち 4月21日(日)

○時間 正午〜午後7時

○会場 支部会館4階

○費用 八千円(※)

※支部互助制度の利用対象です

## ◆賃金アンケート

例年6月に実施している「賃金アンケート」が今回から3月に変わりました。(調査票も書式変更)支部で集約したものを東京連合会に結集し、企業交渉等の参考資料として役立てますので提出にご協力ください。

## 組合費・国保料 の変更案内

### ◎組合費が変わる時

一般に組合費は、年度変わりの時期に改定されますが、それ以外での金額変更も生じる場合がありますのでご注意ください。

- ①、二十歳の誕生日翌月分、三千二百円から五千二百円に
- ②、二十五歳の誕生日翌月分、五千二百円から五千八百円に

以上の場合、組合費の年齢区分が変わることに伴い、随時変更となります。なお、三十歳への変更は、年度に一回(六月分から)の変更となります。

### ◎国保料が変わる時

組合費と同様に、通常は年度変わりの時期や、諸手続き(扶養者の増減等)にともない金額が変わりますが、随時変更する場合がありますのでご注意ください。

- ③、四十歳の誕生月の分、介護保険料二千九百円が発生
- ④、六十五歳の誕生月の分、介護保険料二千九百円が消滅

⑤また、七十五歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」に移行するため、国保料の請求がなくなります

※③、④、⑤とも土建国保加入者の組合員本人、扶養家族が対象となります。

## 訪問介護すまいる

# 介護ヘルパー募集

介護ヘルパー(初任者研修終了者)の、登録型ヘルパーを募集中。条件は下記の通りです。

- 時間 勤務時間応相談
- 時給 生活援助 時給 1,300円〜  
身体介護 時給 1,900円〜
- 交通費 必要に応じ支給
- 応募 電話連絡の上。履歴書(写真貼付)、資格証(コピー可)持参

\*登録制なので、仕事は週1時間からでも可能

連絡先 訪問介護すまいる  
大田区西蒲田6-9-1(4階)  
電話 5711-7185